

令和8年 10 月から放課後等デイサービスの受給者証の有効期限が利用児童の誕生月に変更となります

変更の概要



近年の放課後等デイサービスの利用者の増加等により、更新に係る事務手続きが3月に集中し、新しい受給者証の交付に通常よりも時間がかかってしまうなど、利用者のかたへご不便をおかけしておりました。

そのため令和8年10月から、受給者証の有効期限を利用児童の誕生月に変更いたします。

※誕生月によっては一時的に更新時の利用期間が短くなり、サービス更新のタイミングが早まることとなりますのでご注意ください。

※きょうだいで放課後等デイサービスをご利用の場合、原則として全員の有効期限が一番下のお子さんの誕生月となります。

※障害福祉サービスを併用しているかた等、有効期限について希望がある場合は別途ご相談ください。

※令和8年10月から令和9年3月までの間に18歳の誕生日を迎えるかたは対象外となります。

変更に伴う手続きについて

現在の受給者証の有効期限から3カ月以内に誕生月を迎えるかた

今回の更新の書類とあわせて、来年の誕生月までの更新書類を同封いたします。それぞれご記入のうえご提出ください。

現在の受給者証の有効期限から誕生月まで4カ月以上あるかた

サービスの利用に支障がないよう、誕生月の約2カ月前に更新のご案内をさせていただきます。案内が届きましたら、手続きをお願いいたします。

※更新手続きから1年以内となるため診断書および聞き取り調査は不要です。

以上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、何かご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

三郷市役所 福祉部

障がい福祉課 障がい福祉係

TEL 048-930-7778（直通）